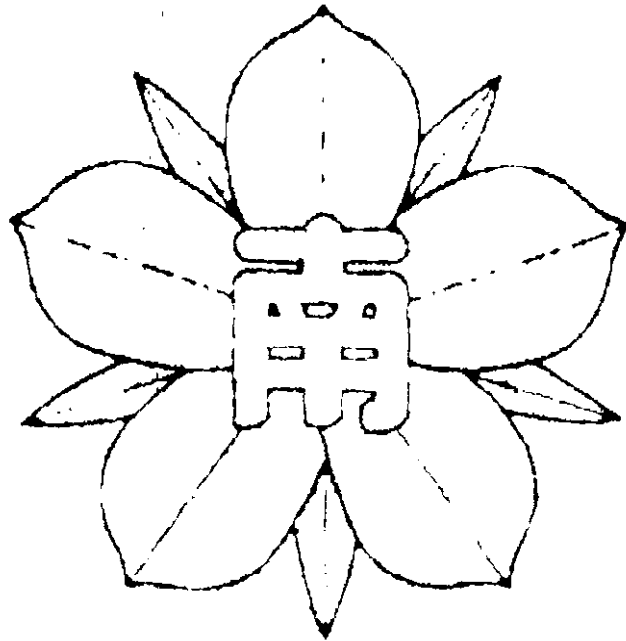


令和8年度

坂戸市立南小学校PTA

第45回 定期総会



日時

令和8年5月15日(金)

坂戸市立南小学校PTA

議 題

1 議 案

(1) 議案第1号 令和7年度活動報告及び決算の承認について
[監査報告]

(2) 議案第2号 令和8年度本部役員(案)の承認について

(3) 議案第3号 令和8年度活動計画(案)及び予算(案)の承認について

2 報 告

(1) 報告第1号 坂戸市立南小学校PTA会則及び専門委員会規程の一部改正について

議案第1号

令和7年度活動報告及び決算の承認について

令和7年度活動報告

月	日	活動内容	区分
4	8	入学式協力	本部及び学年・成人教育委員会
	15	1・3・5年生くすのき・さくら学級懇談会	旧学年委員会
	16	2・4・6年生学級懇談会	旧学年委員会
	19	監査会及び本部役員会、新旧常任理事会、懇親会	坂戸市PTA連合会
	21	会計監査	本部
	25	令和7年度PTA集金	本部及び学年委員会
		新役員顔合わせ	本部及び全委員会
		第6回本部役員会及び第4回運営委員会	本部及び全委員会
5	1	第1回委員・指導者等研修会	成人教育委員会
	4	資源回収	本部
	11	新旧常任理事会〔定期総会 会場準備〕	坂戸市PTA連合会
		令和7年度定期総会	坂戸市PTA連合会
		新旧本部役員・委員長副〔引継ぎ〕	坂戸市PTA連合会
	13	第44回定期総会（回答締め切り）	本部
	14	第44回定期総会（書面決議）	本部
	20	第1回本部役員会及び第1回運営委員会	本部及び全委員会
	22	青少年育成坂戸市民会議研修会	成人教育委員会
	24	運動会協力	本部
		運動会取材	広報委員会
	27	坂戸市交通安全母の会総会及び講演会	学年委員会
	30	会費等集金・第1回常任理事会	坂戸市PTA連合会
6	1	資源回収	本部
	2	PTA本部通信発行	広報委員会
	9	資源回収業者と打合せ	本部
	20	校外指導委員会	坂戸市PTA連合会
7	1	南小PTA協議会	本部
		1・2・3年生学級懇談会	学年委員会
	2	4・5・6年生くすのき・さくら学級懇談会	学年委員会
		第1回学年委員会	学年委員会
		交通安全母の会	学年委員会
		給食協議会	本部
	5	安心・安全（環境浄化）パトロール研修会	坂戸市PTA連合会及び校外指導委員会
	6	資源回収	本部
	8	4年生会計監査	学年委員会
	9	3年生会計監査	学年委員会
	11	1・2年生会計監査	学年委員会
		第2回常任理事会	坂戸市PTA連合会
	14	6年生会計監査	学年委員会
	15	5年生会計監査	学年委員会
	16	くすのき・さくら会計監査	学年委員会
		広報「みなみ」184号発行	広報委員会
		第1回パトロール・下校時付き添い	校外指導委員会
		見守り隊への挨拶（千代田・関間）	校外指導委員会
	18	第1回成人教育委員会	坂戸市PTA連合会及び成人教育委員会
8	3	資源回収	本部
	25	第3回委員・指導者等研修会	成人教育委員会
		坂戸市立小中学校PTA合同人権研修会	坂戸市PTA連合会及び成人教育委員会

月	日	活動内容	区分
9	5 7 10 19 11 20 26	安全・安心（環境浄化）パトロール報告書（前期）提出 資源回収 第2回本部役員会及び第2回運営委員会 PTA本部通信発行 坂戸市立小中学校PTA合同人権研修会② 第3回委員・指導者等研修会 第2回成人教育委員会	坂戸市PTA連合会及び校外指導委員会 本部 本部及び全委員会 広報委員会 坂戸市PTA連合会及び成人教育委員会 成人教育委員会 坂戸市PTA連合会及び成人教育委員会
10	3 4 5 9 16 18 22 25 29 30 31	第3回常任理事会 坂戸市立小中学校PTA合同人権研修会② 本部役員会③ 理事・事務担当者会(2) 第2回学校運営協議会 資源回収 連合運動会協力 連合運動会取材 第1回推薦委員会 成人教育研修会 PTA本部通信発行 校内音楽会取材 子ども110番の家及び連絡所の継続依頼 子ども110番の家及び連絡所の継続依頼 子ども110番の家及び連絡所の継続依頼	坂戸市PTA連合会 坂戸市PTA連合会及び成人教育委員会 入間地区PTA連絡協議会 本部 本部 学年委員会 広報委員会 本部及び全委員会 坂戸市PTA連合会及び成人教育委員会 広報委員会 広報委員会 校外指導委員会 校外指導委員会 校外指導委員会
11	1 2 5 10 15 19 22 29	第2回常任委員会 資源回収 給食試食会 校外用の地図に新1年生情報追加、名簿との照合 少年の主張大会 第2回推薦委員会 入間地区PTA役員等研修会 第3回学校運営協議会 持久走大会取材	成人教育委員会 本部 成人教育委員会 校外指導委員会 成人教育委員会 本部及び全委員会 入間地区PTA連絡協議会 本部 広報委員会
12	1 5 7 9 10 22	冬の交通事故防止運動出発式・啓発品配布 第4回常任理事会 資源回収 次年度地区編成会議 新入生下校班たたき台作成 校外用の地図と正式1年生名簿との照合・展開 2・4・6年生くすのき・さくら学級懇談会 1・3・5年生学級懇談会 第3回本部役員会 会計監査(全学年)	学年委員会 坂戸市PTA連合会 本部 学年委員会 学年委員会 学年委員会 学年委員会 学年委員会 本部 学年委員会
1	14 15 20 26 28 30	第1回校外指導委員会（新通学班編集会議） 交通安全母の会 第4回委員・指導者等研修会 第4回本部役員会及び第3回運営委員会 新校外立候補締め切り 入学説明会 第5回常任理事会・第1回役員選考委員会	校外指導委員会 学年委員会 成人教育委員会 本部及び全委員会 校外指導委員会 校外指導委員会 坂戸市PTA連合会
2	1 4	資源回収 給食協議会	本部 本部

月	日	活動内容	区分
	5 12 17 18 19 25 26 27	坂戸市立小中学校PTA合同人権研修会 新通学班名簿を学校へ提出 4-2・5-2・6-2・くすのき・さくら学級懇談会 第4回学校運営協議会 資源回収チラシのポスティング（千代田、関間） 2-1・2-2・4-1・4-3 学級懇談会 3-1・3-2・5-1・6-1・6-3 学級懇談会 1-1・1-2 学級懇談会 広報「みなみ」185号発行 第6回常任理事会・第2回役員選考委員会	坂戸市PTA連合会及び成人教育委員会 校外指導委員会 学年委員会 本部 学年委員会 学年委員会 学年委員会 学年委員会 広報委員会 坂戸市PTA連合会
3	1 12 13 16 18 13 24	資源回収 第5回本部役員会 本部引き継ぎ 第7回常任理事会・第3回役員選考委員会 校外指導委員会引き継ぎ・顔合わせ 会計監査 第7回常任理事会・第2回役員選考委員会 卒業式・卒業式協力	本部 本部 本部 坂戸市PTA連合会 校外指導委員会 学年委員会 坂戸市PTA連合会 本部及び学年委員会・成人教育委員会
4	5 6 8 14 15 16 21 28	資源回収 安全・安心（環境浄化）パトロール報告書（後期）提出 入学式・入学式協力 会計監査 1・3・5・6年生学級懇談会 2・4年生くすのき・さくら学級懇談会 新・旧PTA常任理事会 第6回本部役員会及び第4回運営委員会 令和8年度PTA会費集金 新役員顔合わせ	本部 坂戸市PTA連合会及び校外指導委員会 本部及び学年委員会及び成人教育委員会 本部 本部及び学年委員会 学年委員会 坂戸市PTA連合会 本部及び全委員会 本部及び学年委員会 本部及び全委員会（校外指導委員会以外）
5	7 14 15	第45回定期総会資料送信 第45回定期総会（回答締め切り） 第45回定期総会（書面決議）	本部 本部 本部
		【本部活動 その他】資源回収チラシの発注と受け取り、すぐーる配信依頼 【坂戸市PTA連合会役職】広報委員＝松本副会長、校外指導委員＝畑副会長、 成人教育委員＝白髭副会長 【坂戸市人権教育推進協議会】	

令和7年度 南小学校PTA 決算報告書

<一般会計>

収入の部

(単位: 円)

項 目	予 算 額	収入済額	比較増減	説 明
1 会費	885,000	885,000	0	2,500円×会員数354(児童家庭数326+教職員数28)
2 補助金	0	0	0	坂戸市人権教育研修会補助金5,000円(令和7年度はなし)
3 繰越金	744,765	744,765	0	前年度繰越金
4 雑収入	500	2,058	1,558	貯金利息2048円
合 計	1,630,265	1,631,823	1,548	

支出の部

(単位: 円)

項 目	当初予算額	流用増減額	予算現額	支出済額	比較増減	説 明
1 事務費	160,000	0	160,000	12,196	147,804	
(1)消耗品費	10,000	0	10,000	4,540	5,460	コピー用紙、封筒、など
(2)印刷費	150,000	0	150,000	7,656	142,344	印刷関係(インク・マスター、印刷機リース代など)
2 会議費	2,000	0	2,000	0	2,000	
(1)本部役員会会議費	1,000	0	1,000	0	1,000	
(2)運営委員会会議費	1,000	0	1,000	0	1,000	
3 活動費	229,000	0	229,000	99,363	129,637	
(1)運営委員会活動費	53,000	0	53,000	57,995	△ 4,995	進級用名札、入校証用ホルダー・台紙など
(2)運営委員会渉外費	100,000	0	100,000	0	100,000	新型コロナウイルス感染拡大防止のため一連の行事等中止
(3)成人教育委員会活動費	18,000	0	18,000	-	18,000	
(4)広報委員会活動費	45,000	0	45,000	37,950	7,050	広報みなみ印刷費(2回発行)
(5)学年委員会活動費	6,000	0	6,000	0	6,000	
(6)校外指導委員会活動費	4,000	0	4,000	3,418	582	ノート、封筒代
(7)備品費	3,000	0	3,000	0	3,000	
4 学校協力費	440,000	0	440,000	439,938	62	
(1)備品等購入費	330,000	0	330,000	330,000	0	運動会お茶、花苗、花壇道具代、水切りかご、深型バスケット、スベアキー、丸スパテル、卒業生胸花、卒業証書ファイル、おはながみ、郷土かるた等
(2)美化ボランティア協力費	50,000	0	50,000	49,944	56	花苗、土、種、薬品、鎌など
(3)図書ボランティア協力費	60,000	0	60,000	59,994	6	色画用紙、書籍など
5 分担金	60,000	0	60,000	47,693	12,307	
(1)市P連会費	11,000	0	11,000	10,540	460	7,000円+(10円×354)
(2)入間P連会費	1,000	0	1,000	700	300	
(3)学校警察連会費	2,000	0	2,000	850	1,150	
(4)県PTA安全互助会費	36,000	0	36,000	35,603	397	会費100円×会員数354、振込手数料203円
(5)千代田三校教育講演会負担金	10,000	0	10,000	0	10,000	
6 慶弔費	20,000	0	20,000	0	20,000	
7 予備費	669,265	0	669,265	223,270	445,995	運動会用テント、冷風機、看護師添乗代
8 準備費	50,000	0	50,000	50,000	0	積立金会計へ繰り入れ
9 感染症予防対策費	0	0	0	0	0	
合 計	1,630,265	0	1,630,265	872,460	757,805	

差引残高の部

収入合計 1,631,823円 - 支出合計 872,460円 = 差引残高 759,363円 ※翌年度に繰り越します。

<特別会計>

収入の部

(単位:円)

項目	収入済額	説明
1 資源回収収益金	97,870	令和7年4月～令和8年3月分
2 繰越金	495,150	前年度繰越金
3 繰入金	0	
4 雑収入	876	預金利息
合計	593,896	

支出の部

(単位:円)

項目	支出済額	説明
3 備品購入	0	
合計	0	

差引残高の部

収入合計 593,896円 - 支出合計 0円 = 差引残高 593,896円 ※翌年度に繰り越します。

<積立金会計>

周年記念行事積立金

(単位:円)

項目	収入済額	説明
1 繰越金	940,513	前年度繰越金
2 繰入金	50,000	一般会計から繰り入れ
3 雑収入	995	預金利息
合計	991,508	※翌年度に繰り越し

以上の通り、報告いたします。

令和8年5月1日 坂戸市立南小学校 会長石黒陵司

監 査 報 告

令和8年4月14日、南小PTA収支決算について、会計帳簿及び預金通帳等の照合監査を実施しましたところ、いずれも相違なく、かつ適正に執行されていることが認められたので報告します。

令和8年5月1日 坂戸市立南小学校PTA 監事

山口紫織 

吉田浩美 

井上安奈 

令和 8 年度 本部役員 (案)

役 職 名	氏 名
会 長	石 黒 陵 司
副 会 長	高 木 厚 志
副 会 長	原 裕 美
副 会 長	前 山 達 也
副 会 長	阿久津 哲 也
書 記	北 川 明日香
書 記	渡 部 環
書 記	宮 崎 洋 平
会 計	安 齋 綾
会 計	矢 島 りょう子
会 計	平 野 春 美
監 事	畑 知 香
監 事	塩 野 麻衣子
監 事	竹 田 友美子

上記のとおり提案します。

令和 8 年 5 月 1 5 日

坂戸市立南小学校 P T A 推薦委員会 委員長 福田 美由紀

議案第3号 令和8年度活動計画(案)及び予算(案)の承認について
令和8年度活動計画(案)

1 本部

月	日	本 部	坂戸市PTA連合会・人間地区PTA連絡協議会
4	8 14 28	入学式協力 会計監査 令和8年度PTA会費集金 新役員顔合わせ 第6回本部役員会 第4回運営委員会	18 監査会 旧常任理事会 新旧常任理事会 懇親会
5	15 20	令和8年度定期総会(書面決議) 第1回本部役員会 第1回運営委員会	17 新旧常任理事会[会場準備] 令和8年度定期総会 新旧本部役員・委員長副[引継ぎ] 29 会費等集金 第1回常任理事会
6			13 第1回成人教育委員会 19 校外指導委員会
7			4 安全・安心(環境浄化)パトロール研修会 10 第2回常任理事会
8			
9		第2回本部役員会 第2回運営委員会	25 第2回成人教育委員会
10		推薦委員会発足 成人教育研修会	2 第3回常任理事会 17 成人教育研修会
11			
12		第3回本部役員会	4 第4回常任理事会
1	26	第4回本部役員会 第3回運営委員会 入学説明会参加	29 第1回役員選考委員会・第5回常任理事会・
2			26 第2回役員選考委員会・第6回常任理事会
3	24	第5回本部役員会 卒業式参加	12 第3回役員選考委員会・第7回常任理事会
4		入学式参加 令和9年度PTA会費集金 新役員顔合わせ 第6回本部役員会 第4回運営委員会	
【その他】資源回収チラシの発注と受け取り、すぐーるの配信依頼			

2 委員会

校外指導委員会	学年委員会
<ul style="list-style-type: none">・交通指導当番表作成・配布・児童の転出入に伴う業務・安全・安心（環境浄化）パトロール報告書の提出（年2回）・登校見守り（8月夏休みを除く月1回）・下校時見守りパトロール、見守り隊への挨拶（年数回）・「子ども110番」ステッカー掲示継続願い（11月）・入学説明会で交通当番等説明・本会及び坂戸市PTA連合会主催事業参加・その他依頼された学校行事への協力	<ul style="list-style-type: none">・PTA会費集金（4月）・学級懇談会連絡係（1学期・2学期・3学期）・「交通安全母の会」活動協力・学年費会計の監査（各学期末、計3回）・資源回収チラシのポスティング・年間を通して資源回収の周知・本会及び坂戸市PTA連合会主催事業参加・その他依頼された学校行事への協力

令和8年度 南小学校PTA 予算(案)

<一般会計>

収入の部

(単位: 円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	説明
1 会費	837,500	88,500	749,000	会費2,500円×会員数335(児童家庭数307+教職員数28)
2 補助金	0	0	0	令和7年度は坂戸市人権教育研修会補助金なし
3 繰越金	759,363	744,765	14,598	前年度繰越金
4 雑収入	500	500	0	貯金利息
合計	1,597,363	1,630,265	763,598	

支出の部

(単位: 円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	説明
1 事務費	160,000	160,000	0	
(1)消耗品費	10,000	10,000	0	文房具、コピー用紙など
(2)印刷費	150,000	150,000	0	印刷関係(インク・マスター、印刷機リース代など)
2 会議費	2,000	2,000	0	
(1)本部役員会会議費	1,000	1,000	0	
(2)運営委員会会議費	1,000	1,000	0	役員ファイルなど
3 活動費	176,000	229,000	△ 53,000	
(1)運営委員会活動費	63,000	53,000	10,000	進級用名札、入校証台紙代など
(2)運営委員会渉外費	100,000	100,000	0	各P連研修費
(3)成人教育委員会活動費	0	18,000	△ 18,000	各講演会諸費用、講習会参加費など (R8年度より廃止)
(4)広報委員会活動費	0	45,000	△ 45,000	広報「みなみ」印刷費(2回発行)など (R8年度より廃止)
(5)学年委員会活動費	6,000	6,000	0	
(6)校外指導委員会活動費	4,000	4,000	0	旗当番用消耗品など
(7)備品費	3,000	3,000	0	
4 学校協力費	500,000	440,000	60,000	
(1)備品等購入費	370,000	330,000	40,000	清掃用品、ポリエチレン手袋、入学・卒業式準備、卒業証書ファイルなど
(2)美化ボランティア協力費	60,000	50,000	10,000	花壇苗、種、肥料、鎌など
(3)図書ボランティア協力費	70,000	60,000	10,000	図書購入、修理修復費用など。
5 分担金	49,500	60,000	△ 10,500	
(1)市P連会費	11,000	11,000	0	7,000円+(10円×会員数335)
(2)入間P連会費	1,000	1,000	0	
(3)学校警察連会費	1,500	2,000	△ 500	
(4)県PTA安全互助会費	36,000	36,000	0	会費100円×会員数335、振込手数料203円
(5)千代田三校教育講演会負担金	0	10,000	△ 10,000	参加実績がない為削減
6 慶弔費	20,000	20,000	0	
7 予備費	639,863	669,265	△ 29,402	運動会テント代
8 準備費	50,000	50,000	0	積立金会計へ繰り入れ
9 感染予防対策費	0	0	0	R5年度で感染予防対策費廃止。今後は備品等購入費で処理。
合計	1,597,363	1,630,265	△ 32,902	

<特別会計>

収入の部

(単位:円)

項 目	本年度予算額	説 明
1 資源回収収益金	80,000	南小分
2 繰越金	593,896	前年度繰越金
3 雑収入	0	
合 計	673,896	

※特別会計はOA機器の故障等による備品購入や災害対策等の緊急の支出に充当するものとする。

<積立金会計>

周年記念行事積立金

(単位:円)

項 目	本年度予算額	説 明
1 繰越金	991,508	前年度繰越金
2 繰入金	50,000	一般会計から繰り入れ
3 雑収入	10	預金利息
合 計	1,041,518	

上記のとおり提案します。

令和8年5月14日 坂戸市立南小学校PTA 会長 石黒 陵司

報告第1号

坂戸市立南小学校PTA会則及びPTA専門委員会規程の一部改正について

坂戸市立南小学校PTA会規程及びPTA専門委員会規程の一部を次のように改正する。

令和7年9月19日に送信したすぐーの添付資料のとおり以下の専門委員会は廃止とする。

- ・成人教育委員会
- ・広報委員会

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

【坂戸市立南小学校PTA会則】

改 正 後	改 正 前
<p>第4章 本部役員 (本部役員の職務) 3 本部役員は、必要に応じて、<u>坂戸市PTA連合会</u>に参加する。</p> <p>(本部役員の優遇処置) 第12条 本部役員の優遇処置は、次のとおりとする。 (1) 本部役員を務めた者は、兄弟姉妹のうち1名分の役員を免除とする。 (2) 本部役員を務めた者は、役員選出において2巡目を免除とする。 (3) 本部役員を務めた者は、在任中の交通当番を免除とする。 (4) 会長は(1)～(3)すべてを適用とする。 (5) 会長以外の本部役員は、前(1)～(3)項のうち1つを選択できる。 (6) 本優遇処置は監事には適用しない。</p> <p>第5章 専門委員 (専門委員) 第13条 本会に次の専門委員を置く。 (1) 校外指導委員 (2) 学年委員</p> <p>(専門委員の職務) 第16条 専門委員は、専門委員会規程に定める活動を行う</p>	<p>第4章 本部役員 (本部役員の職務) 3 本部役員は、必要に応じて、<u>坂戸市PTA連合会及び千代田三校教育講演会</u>に参加する。</p> <p style="text-align: center;">当該表記なし</p> <p>第5章 専門委員 (専門委員) 第12条 本会に次の専門委員を置く。 (1) 校外指導委員 (2) 学年委員 (3) <u>成人教育委員</u> (4) <u>広報委員</u></p> <p>(専門委員の職務) 第15条 専門委員は、専門委員会規程に定める活動を行う</p>

他、原則として、 <u>坂戸市PTA連合会に参加する。</u>	他、原則として、 <u>坂戸市PTA連合会、千代田三校教育講演会に参加する。</u>
---------------------------------	--

【坂戸市立南小学校PTA専門委員会規程】

改正後	改正前
<p>第1章 総則 (目的) 第2条 専門委員会の名称は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 略</p> <p>第4章 成人教育委員会 廃止</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第2条 専門委員会の名称は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 略 (3) <u>成人教育委員会</u> (4) <u>広報委員会</u></p> <p><u>第4章 成人教育委員会</u> <u>(活動)</u> <u>第11条 成人教育委員会は、必要に応じて委員長が招集し、次の活動を行う。</u> <u>(1) 原則として、年1回以上の会員向けの講習会、講演会等の企画及び実施</u> <u>(2) 千代田三校教育講演会に関すること</u> <u>(3) その他成人教育に関すること</u> <u>2 会則第14条の規定は、成人教育委員の選出後からの活動を妨げないものとする。</u> <u>(委員の選出方法)</u> <u>第12条 成人教育委員は、毎年4月の授業参観後に行われる学級懇談会において、各クラス1名以上ずつ会員の互選により選出された成人教育委員又は広報委員候補者同士の話し合いにより決定する。</u> <u>2 成人教育委員の選出は、立候補を優先とし、立候補者がいない場合は、役員登録用紙を参考に選出する。</u> <u>3 3クラス以上ある学年の成人教育委員の定数は、本部役員会で決定する。</u> <u>4 6年生に限り、該当学年での役員未経験者数が学年での役員定員を超える場合は、本部役員会で定数を決定する。</u></p> <p><u>第5章 広報委員会</u> <u>(活動)</u> <u>第13条 広報委員会は、必要に応じて委員長が招集し、次の活動を行う。</u> <u>(1) 広報紙「みなみ」年間1回以上の発行に当たり、企画、取材、撮影、編集及び印刷を行う。</u> <u>(2) その他PTA活動の広報に関すること</u> <u>2 会則第14条の規定は、広報委員の選出後からの活動を妨げないものとする。</u> <u>(委員の選出方法)</u></p>
<p>第5章 広報委員会 廃止</p>	

	<p><u>第14条 広報委員は、毎年4月の授業参観後に行われる学級懇談会において、各クラス1名以上ずつ会員の互選により選出された成人教育委員又は広報委員候補者同士の話し合いにより決定する。</u></p> <p><u>2 広報委員の選出は、立候補を優先とし、立候補者がいない場合は、役員登録用紙を参考に選出する。</u></p> <p><u>3 3クラス以上ある学年の広報委員の定数は、本部役員会で決定する。</u></p> <p><u>4 6年生に限り、該当学年での役員未経験者数が学年での役員定員を超える場合は、本部役員会で定数を決定する。</u></p>
--	---

附 則

この規程は、令和8年5月15日から施行する。

改定の概要

本部役員~~の優遇処置を明記したことにより、役員を引き受けていただく負担感を軽減し、より多くの保護者に立候補してもらいやすくすることを目的としている。~~

また、成人教育委員会と広報委員会を廃止し、保護者の負担軽減のため役割を見直した為、規程の一部を改正する。

上記のとおり報告します。

令和8年5月15日

坂戸市立南小学校PTA 会長 石 黒 陵 司

坂戸市立南小学校 P T A 会則

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、坂戸市立南小学校 P T A と称す。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、坂戸市立南小学校内に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、児童の保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

(方針)

第 4 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童・青少年の教育及び福祉のために行動する他の団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教に偏った行為は行わない。また、もっぱら営利を目的とする行為は行わない。
- (3) 本会又は本会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (4) 学校の人事その他の管理には干渉しない。
- (5) 自主独立のものであって、他のどのような団体の干渉も受けない。

(活動)

第 5 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため、前条の方針に従い次の活動を行う。

- (1) 学校と家庭との緊密な連絡を図り、児童の健全な育成に努める。
- (2) 学校教育の充実及び伸長に努力する。
- (3) 会員相互の修養を図り、親睦に努める。
- (4) 児童の校外指導を行い、生活環境の浄化に努める。
- (5) その他本会の目的達成に必要と認められる活動を行う。

第 2 章 会 員

(会員)

第 6 条 本会の会員は、坂戸市立南小学校に在籍する児童の保護者及び勤務する教職員とする。

- 2 保護者会員は、児童 1 名につき 1 回以上役員を務めるものとする。
- 3 校長以外の教職員会員は、本部又は専門委員会に分属するものとする。

第 3 章 役 員

(役員)

第 7 条 本会の役員は、本部役員、各専門委員及び顧問とする。

第4章 本部役員

(本部役員)

第8条 本会に次の本部役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名 (保護者3名・教頭)
- (3) 書記 3名 (保護者2名・教務主任)
- (4) 会計 3名 (保護者2名・事務職員)
- (5) 監事 3名

(本部役員の選出方法)

第9条 本部役員の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、会計及び書記は、推薦委員会が会員より推薦し、総会の承認を受けなければならない。
- (2) 監事は、運営委員会が前年度本部役員の中から3名選出し、総会の承認を受けなければならない。

(本部役員の任期)

第10条 本部役員の任期は、定期総会から翌年度の定期総会までの1年とする。ただし、再任を妨げない。なお、会長の任期は、2年を限度とする。

- 2 転居等で本部役員に欠員が生じた場合は、会員の中から運営委員会の推薦及び承諾により補欠を充てる。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、補欠役員も役員を務めた者とみなす。

(本部役員の職務)

第11条 本部役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長の指示に従って会務を処理し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - (3) 書記は、会議の議事及び本会の活動に関する事項を記録する。
 - (4) 会計は、会の会計事務を行う。
 - (5) 監事は、業務及び会計を監査する。
- 2 本部役員は、必要に応じて、専門委員会との連絡調整を行う。

(本部役員の優遇処置)

第12条 本部役員の優遇処置は、次のとおりとする。

- (1) 本部役員を務めた者は、兄弟姉妹のうち1名分の役員を免除とする。
- (2) 本部役員を務めた者は、役員選出において2巡目を免除とする。
- (3) 本部役員を務めた者は、在任中の交通当番を免除とする。
- (4) 会長は(1)～(3)すべてを適用とする。
- (5) 会長以外の本部役員は、前(1)～(3)項のうち1つを選択できる。
- (6) 本優遇処置は監事には適用しない。

第5章 専門委員

(専門委員)

第13条 本会に次の専門委員を置く。

(1) 校外指導委員

(2) 学年委員

(専門委員の選出方法)

第14条 専門委員の選出方法は、専門委員会規程に従う。

(専門委員の任期)

第15条 専門委員の任期は、定期総会から翌年度の定期総会までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

(専門委員の職務)

第16条 専門委員は、専門委員会規程に定める活動を行う他、原則として、坂戸市PTA連合会に参加する。

第6章 顧問

(顧問)

第17条 校長は、本会の顧問とする。

2 顧問は、必要に応じて本会の会議に出席し、意見を述べることができる。

第7章 会議

(会議の種類)

第18条 本会の会議は、次のとおりとする

(1) 総会（定期総会、臨時総会）

(2) 本部役員会

(3) 運営委員会

(総会)

第19条 総会は、全会員をもって構成する。

2 定期総会は、会長が招集し、毎年1回年度初めに開催する。

3 総会は、次のことを審議し、決定する。

(1) 活動報告及び決算報告の承認

(2) 本部役員会の承認

(3) 予算及び活動計画の決定

(4) 会則の改正

(5) その他重要な事項

4 総会の議長は、会長が選任する。

- 5 総会は、会員数の2分の1以上（委任状も含む。）の出席をもって成立する。議事は、出席者の多数決により採決し、可否同数の場合は、議長が決定する。
- 6 臨時総会は、緊急に総会での審議、又は決定を要することが発生した場合に、運営委員会で開催の可否を決定する。

（本部役員会）

第20条 本部役員会は、本部役員をもって組織する。なお、監事については、業務の監査に必要な場合のみ出席する。

- 2 本部役員会は、必要に応じて会長が招集し、会長を議長とする。
- 3 本部役員会は、次のことを審議し、決定する。

- (1) 本会の運営に関する基本方針
- (2) 運営委員会に付議する事項
- (3) 運営委員会から委任された事項
- (4) その他重要な事項

- 4 本部役員会の議事は、多数決により採決し、可否同数の場合は、議長が決定する。

（運営委員会）

第21条 運営委員会は、本部役員及び各専門委員会の正副委員長をもって組織する。なお、監事については、業務の監査に必要な場合のみ出席する。

- 2 運営委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長を議長とする。
- 3 運営委員会は、次のことを審議し、決定する。

- (1) 本会の事業内容
- (2) 総会に付議する事項
- (3) 総会から委任された事項
- (4) 規程の制定及び改廃
- (5) 会則、規程に定められた承認事項
- (6) その他重要な事項

- 4 運営委員会の議事は、多数決により採決し、可否同数の場合は、議長が決定する。

第8章 専門委員会

（専門委員会）

第22条 本会に、各専門委員で組織した専門委員会を置く。

- 2 専門委員会に関する規程は、別に定める。

第9章 推薦委員会

（推薦委員会）

第23条 本会に、本部役員を推薦する推薦委員会を置く。

- 2 推薦委員会に関する規程は、別に定める。

第10章 臨時委員会

(設置)

第24条 運営委員会が必要と認めた場合は、臨時委員会を置くことができる。

(活動)

第25条 臨時委員会の活動内容については、運営委員会で決定する。

(委員の選出及び任期)

第26条 委員の選出及び任期については、運営委員会で決定する。

第11章 会計

(経費)

第27条 本会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第28条 本会の会費は、年額2,500円とする。ただし、特別な事情がある場合は、運営委員会に諮り減免することができる。

2 年度の途中で転入した会員の当該年度における会費は、徴収しない。

3 年度の途中で転出する会員の会費は、返還しない。

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第30条 本会の決算は、年1回原則として3月に実施する監査を経て総会に報告され、承認を受けなければならない。

第12章 規程

(規程)

第31条 本会の運営に関し必要な規程は、運営委員会において定め、それを制定し、又は改廃した場合は、次期総会にこれを報告する。

附 則 本会則は、昭和56年6月12日より施行する。

昭和60年4月27日一部修正

昭和61年4月26日一部修正

昭和62年4月25日一部修正

平成 元年4月21日一部修正

平成 3年4月25日一部修正

平成 5年4月28日一部修正

平成 6年5月 6日一部修正

平成 8年5月15日一部修正

平成 9年5月 7日一部修正

平成10年5月 6日一部修正

平成14年5月 2日一部修正

平成21年2月13日一部修正

平成22年5月 7日一部修正

平成23年5月 2日一部改正

平成24年5月 2日一部改正

平成25年5月 2日一部改正

平成26年5月 2日一部改正

平成29年5月 2日一部改正

平成30年5月 2日一部改正

令和 5年5月 2日一部改正

令和 8年5月15日一部改正

坂戸市立南小学校PTA専門委員会規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、坂戸市立南小学校PTA会則（以下「会則」という。）第22条第1項の規定に基づき設置する専門委員会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(専門委員会の名称)

第2条 専門委員会の名称は、次のとおりとする。

- (1) 校外指導委員会
- (2) 学年委員会

(正副委員長)

第3条 各専門委員会に正副委員長を置く。

(正副委員長の任務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(引き継ぎ)

第5条 次年度への引き継ぎは「引き継ぎ書」により行う。

2 引き継ぎ事項は、当該年度の各専門委員会が決定する。

第2章 校外指導委員会

(活動)

第6条 校外指導委員会は、必要に応じて委員長が招集し、次の活動を行う。

- (1) 年2回の安全・安心パトロールの実施
- (2) 各地区担当「交通当番表」の作成・配布
- (3) 各地区転出入者の連絡
- (4) 「子ども110番」継続依頼
- (5) その他地区に関する活動

2 会則第14条の規定は、校外指導委員の選出後からの活動を妨げないものとする。

3 交通指導実施場所の変更、廃止等の重要な事項は、校外指導委員会の提案に基づき、本部役員会の審議により決定し、運営委員会に報告するものとする。

(地区割り及び委員の定数)

第7条 地区割り及び委員の定数は次のとおりとする。ただし、児童数・家庭数の増減により、各地区の委員の定数を増減することができる。(特別な状況を除き、基本的に1地区に対し校外委員1名とする。)

地 区	定数
関間3丁目A、関間3丁目B	5名
関間4丁目A、関間4丁目B、関間4丁目Cファーストレジデンス	6名
千代田3丁目B、千代田3丁目C	2名
千代田3丁目A、千代田4丁目西門	1名
若葉台団地A、若葉台団地B	1名

(委員の選出方法)

第8条 校外指導委員は、毎年12月～1月に各地区からの立候補により選出する。ただし、新6年生の会員は、基本的に校外指導委員の対象外とする。

2 校外指導委員の希望者が定数を越えた地区は、立候補者同士の話し合いにより決定する。

第3章 学年委員会

(活動)

第9条 学年委員会は、必要に応じて委員長が招集し、次の活動を行う。

- (1) 学校行事への協力
- (2) 資源回収の実施
- (3) 「交通安全母の会」行事への参加協力
- (4) その他学級又は学年に関する活動

2 各学年委員は、学級懇談会の連絡係を行う。

3 会則第14条の規定は、学年委員の選出後からの活動を妨げないものとする。

(委員の選出方法)

第10条 学年委員は、毎年4月の授業参観後に行われる学級懇談会において、会員の互選により各クラス1名ずつ選出する。

2 学年委員の選出は、立候補を優先とし、立候補者がいない場合は、役員登録用紙を参考に選出する。

附 則 この規程は、平成24年5月2日より施行する。

平成26年5月	2日一部改正	平成27年4月28日	一部改正
平成28年5月	2日一部改正	平成29年5月	2日一部改正
平成30年4月	1日一部改正	平成31年4月25日	一部改正
令和2年4月	1日一部改正	令和3年4月	1日一部改正
令和4年4月	1日一部改正	令和6年5月14日	一部改正
令和7年5月14日	一部改正	令和8年5月15日	一部改正

坂戸市立南小学校 P T A 推薦委員会規程

(活動)

第1条 推薦委員会は、本部役員を総会に推薦する。

第2条 全会員の意向を参考にし、おおむね11月末日までに、会長、副会長、会計及び書記の被推薦者を選出する。選出できないときは、くじ引きにて選出する。

(推薦委員の選出方法)

第3条 推薦委員は会長が招集をする。

推薦委員は、各専門委員会から1名ずつ、学校から監事として1名選出する。

(正副委員長の選出)

第4条 推薦委員会には、委員長及び副委員長を置く。委員長副委員長は、委員の互選により選出する。

(推薦委員及び正副委員長の任期)

第5条 推薦委員及び正副委員長の任期は、10月から次年度の総会までとする。

附 則 この規程は、平成24年5月2日より施行する。

平成26年5月 2日一部改正

平成28年5月 2日一部改正

令和 6年5月14日一部改正

坂戸市立南小学校 P T A 慶弔規程

第1条 会員に慶弔があった場合には、次により慶弔を表す。

1 (1) 教職員会員の慶弔

① 教職員が死亡したとき 10,000 円

花 輪

② 教職員の配偶者が死亡したとき 10,000 円

教職員の父母、又は子女が死亡したとき 5,000 円

(2) 保護者会員の慶弔

① 保護者が死亡したとき 10,000 円

② 本校在学中の児童が死亡したとき 10,000 円

2 本校在学中の児童が疾病・障害により1か月以上の

入院、又は自宅加療したとき 3,000 円

第2条 全て返礼はしないものとする。

第3条 前規定以外で特に考慮をする場合が生じたときは、会長及び副会長の合議により決定し、後日、運営委員会に報告する。

附 則 この規程は、平成24年5月2日より施行する。

平成28年5月 2日一部改正 平成30年5月 2日一部改正

令和 3年4月 1日一部改正

令和8年度 坂戸市立南小学校PTA役員

本部役員				
2-1	会長	石黒 陵司	日菜乃	
4-1	副会長	原 裕美	千紘	学年・推薦委員会担当
2-1	副会長	前山 達也	スミレ	校外指導委員会担当
1-2	副会長	高木 厚志	直人	校外指導委員会担当
3-1	書記	渡部 環	銀士	
2-1	書記	北川 明日香	幸燈	
4-1	会計	安齋 綾	凱翔	
3-2	会計	矢島 りょう子	瑛閃	
5-3	監事	畑 知香	結月	
3-1	監事	塩野 麻衣子	楓	
6-1	監事	竹田 友美子	結奏	
校長	顧問	河野 裕一		
教頭	副会長	阿久津 哲也		
主幹教諭	書記	宮崎 洋平		
事務	会計	平野 春美		

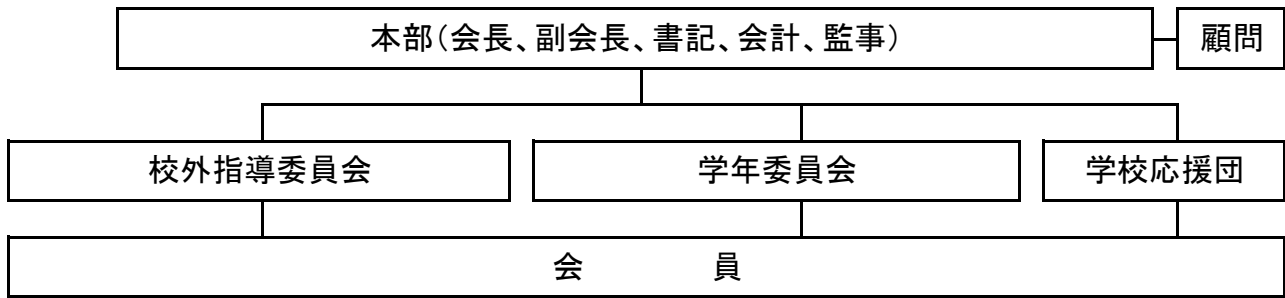
校外指導委員会				
2-1		川村 友香	桃子	関間4丁目A-2
2-1		増田 めぐみ	隆之介	関間4丁目B
2-2	副委員長	杉田 未生	紘	関間3丁目B-2 1~6班
2-1	推薦委員	長 由香	彩華	関間4丁目C-6~9班
2-1		三浦 加奈子	明日香	関間4丁目A-3
2-2		南山 里香	直樹	関間4丁目C1~5班
3-2		日那田 菜乃香	小遥	関間3丁目A-1
3-1	委員長	南越 紗野夏	蓮	千代田3丁目A 千代田4丁目西門
3-1		峯岸 由美	優太郎	関間4丁目A-1
4-1		高橋 琴美	心乃香	関間3丁目B-1
4-1		福浦 弥奈子	康太	千代田3丁目B
4-2		宮崎 友美	純	関間3丁目B-2 7~11班
4-1		増田 健司	碧空	若葉台団地A 若葉台団地B
4-1		村山 弥生	日和	千代田3丁目C
5-1		石川 奈緒	幸	関間3丁目A-2
教務	責任者	大野 博之		
1-2		篠村 直美		
2-2		松元 春佳		
3-2		宮田 美衣奈		
5-2		米岡 花		

学年委員会				
1-1		五十嵐 由子	陽春	
1-2		増田 遥香	紡希	
2-1		仲村 里花	花蓮	
2-2		久野 麻衣	凱翔	
3-1	委員長	工藤 佑里	佑杏	
3-2		久田 香苗	湊翔	
4-1		福島 千智	梨心	
4-2		渡邊 智映子	颯太	
5-1		長瀧 江里	心平	
5-2	副委員長	笹川 慶太	在	児童 5-3在籍
5-3		大嶋 真弓	拓心	
6-1		吉岡 美里	柊輔	児童 6-2在籍
6-2	推薦委員	吉田 明子	岳	

令和8年度 坂戸市立南小学校PTA役員

6-1	責任者	佐藤 啓太郎
1-1		齋藤 さつき
2-1		石田 佑季
3-1		金井 翔吾
4-1		倉橋 昌平
5-1		豊田 朋子
さくら2		加藤 佳代

【組織】会則第2章から第6章まで

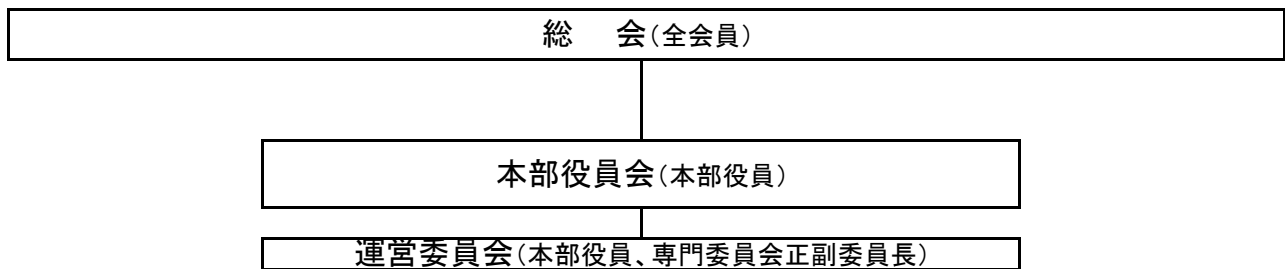


校外指導委員会＝各地区1～6名の校外指導委員により構成

学年委員会＝原則として各クラスから1名学年委員を構成

学校応援団＝学校の教育活動に協力する会員及び地域の方により構成

【会議】会則第7章



招集者 全会議＝会長

議長 総会＝会長が選任した者 運営委員会及び本部役員会＝会長